

JHF 事業実施指針

制定 2002年3月14日 理事会

改正 2018年8月30日 理事会

公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下「JHF」という)が行う各種事業、および JHF のフライヤー会員のうちパイロット技能証を所持する会員が参加して行われる各種事業を実施しようとする者は、次の事項を遵守し事業を行わなければならない。

1. フライヤーの自己責任の原則

フライヤー(パイロット)は、自己の責任に於いて飛行することが大前提にある。ひとたび空中に出れば、誰にも代わってもらえる事はできない。全て自己の意思と責任に於いてフライトしなければならない。

2. 安全指針

計画段階より参加者、主催者側の役員、補助者の安全確保のために、次に示す要領で立案計画にあたること。

(1) 候補地の選定等事前に行うべきこと

- ① 候補地の選定については、事前調査を実施して決定すること。
- ② 必要に応じて隣接公共事業体等との事前協力体制等を確認すること。
- ③ 主催者、役員、参加者及びその他の第三者に対し、危害が生ずることのないよう事業実施内容と実施方法についてできる限りの検討を行い開催すること。
- ④ 最寄りの救急医療施設等の有無、受け入れ態勢を確認すること。
- ⑤ 候補地を管轄するスクール管理者、エリア管理者、土地管理者との事前調整を行うこと。

(2) 事故発生時の対応

- ① 人命救助を第一に、速やかに救助活動に従事すること。
- ② 速やかに関係機関及び JHF 事務局へ連絡すること。

3. 運用

- (1) 本書は JHF に関わる事業の実施指針を示したものである。(2002年3月14日理事会決議)
- (2) 事業の円滑な実施と安全確保のために必要と思われる事項は、JHF 担当委員会もしくは事業実施者において別に定めること。(例: JHF 公認競技大会規則、競技大会ローカルルール等)
- (3) JHF 主催事業を行おうとする者は、本書の全ての事項について理事会の承認を必要とする。
- (4) JHF の公認を受けて事業を行おうとする者は、本書の全ての事項について JHF 担当委員会の承認を必要とする。
- (5) 3) 及び 4) に掲げる以外の事業を行おうとする者は、本書「JHF 事業実施指針」を遵守して事業を行うこと。

4. 改廃

本指針の改廃は理事会の議決を経て実施する。

附則

本指針は 2002 年 3 月 14 日から実施する。

本指針の改正(「2. 安全指針 2 実施中に行うべきこと」廃止)は 2018 年 8 月 30 日から実施する